

第 6 7 9 号 平成22年11月10日 発行	<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
-----------------------------	---	-----------------------

目 次

告 示	番号	頁数	公 告	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	303	1	・ 一般競争入札について	37	13
・ 放置自転車等の保管について	304	2	・ 一般競争入札について	38	15
・ 放置自転車等の保管について	305	2	・ 公売公告兼見積価格公告	39	18
・ 放置自転車等の保管について	306	3	・ 大和都市計画天理市流域関連公共 下水道の変更の案の縦覧について	40	19
・ 放置自転車等の保管について	307	3	・ 一般競争入札について	41	19
・ 放置自転車等の保管について	308	3	・ 一般競争入札について	42	21
・ 放置自転車等の保管について	309	4			
・ 放置自転車等の保管について	310	4			
・ 放置自転車等の保管について	311	5	教育委員会	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	312	5	・ 定例教育委員会の招集について	14	24
・ 放置自転車等の保管について	313	5			
・ 公示送達について	314	6	農業委員会	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	315	6	・ 農業委員会の招集について	11	24
・ 放置自転車等の保管について	316	6			
・ 放置自転車等の保管について	317	7	監査委員	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	318	7	・ 出資団体監査の結果について	3	25
・ 放置自転車等の保管について	319	7			
・ 放置自転車等の保管について	320	8	選挙管理委員会	番号	頁数
・ 地縁による団体の認可について	321	8	・ 天理市議会議員及び天理市長の選 挙における選挙運動用自動車の使 用及びポスターの作成の公営に関 する規程の一部改正について	21	29
・ 放置自転車等の保管について	322	9			
・ 放置自転車等の保管について	323	9			
・ 放置自転車等の保管について	324	10			
・ 自転車等駐車場における放置自転 車等の保管について	325	10	公営企業	番号	頁数
・ 公示送達について	326	10	・ 天理市指定給水装置工事業者の 指定について	15	29
・ 放置自転車等の保管について	327	11	・ 一般競争入札について	6	29
・ 公示送達について	328	11	・ 一般競争入札について	7	32
・ 放置自転車等の保管について	329	11	・ 天理市指定給水装置工事業者の 指定について	16	34
・ 放置自転車等の保管について	330	12			
・ 放置自転車等の保管について	331	12			

告 示

（平成22年10月6日揭示済）

天理市告示第303号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年10月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月6日から平成22年12月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成22年10月7日揭示済)

天理市告示第304号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月7日から平成22年12月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月8日揭示済)

天理市告示第305号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年10月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月8日から平成22年12月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月8日揭示済)

天理市告示第306号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月8日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年10月8日

3 移動対象区域

天理市東井戸堂町157番地1先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月8日から平成22年12月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月12日揭示済)

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年10月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月12日から平成22年12月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月13日揭示済)

天理市告示第308号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月13日から平成22年12月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月14日揭示済)

天理市告示第309号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月14日から平成22年12月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月15日揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年10月15日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月15日から平成22年12月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月15日掲示済)

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月15日
 - 3 移動対象区域
天理市三島町173番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月15日から平成22年12月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月18日掲示済)

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月18日から平成22年12月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月19日掲示済)

天理市告示第313号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年10月19日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月19日から平成22年12月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月19日揭示済)

天理市告示第314号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年10月19日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年10月20日揭示済)

天理市告示第315号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年10月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月20日から平成22年12月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月21日揭示済)

天理市告示第316号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年10月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月21日から平成22年12月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月22日揭示済)

天理市告示第317号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月22日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年10月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月22日から平成22年12月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月22日揭示済)

天理市告示第318号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月22日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年10月22日

3 移動対象区域

天理市川原城町728番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月22日から平成22年12月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月25日揭示済)

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成22年10月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月25日から平成22年12月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年10月26日揭示済）

天理市告示第320号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成22年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月26日から平成22年12月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年10月27日揭示済）

天理市告示第321号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。
平成22年10月27日

天理市長 南 佳 策

記

名 称	櫛本町市場自治会
規約に定める目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板の回付等区域内住民相互の連絡 ・ 集会施設の維持管理 ・ 住民の文化的生活の向上と充実を図るための行事、又は伝統的行事の推進 ・ 住民の健康を維持し、且つ親睦を深めるための体育行事等の推進 ・ その他市民生活のより一層の向上と発展に連なる友誼的な諸行事の推進

区 域	天理市櫛本町 1 番地から24番地、349番地 1 から383番地、748番地 1 から776番地、3005番地 1 から3587番地、3888番地、3889番地、3894番地、3906番地から3908番地、3911番地、3912番地、3916番地、3917番地、3929番地から3933番地、3935番地、3936番地、3950番地から3952番地、3954番地、3955番地、3961番地の区域とする。
主たる事務所	天理市櫛本町3076番地1
代表者の氏名及び住所	奥村 又 廣 天理市櫛本町3078番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・ 地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	平成22年10月27日

(平成22年10月27日掲示済)

天理市告示第322号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月27日から平成22年12月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月28日掲示済)

天理市告示第323号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年10月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月28日から平成22年12月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月29日揭示済)

天理市告示第324号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年10月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月29日から平成22年12月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年10月29日揭示済)

天理市告示第325号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成22年10月29日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成22年10月29日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年10月29日から平成23年4月28日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話 0743-63-7210

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成22年11月1日揭示済)

天理市告示第326号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年11月1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成22年11月1日揭示済)

天理市告示第327号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年11月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年11月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年11月1日から平成22年12月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年11月2日揭示済)

天理市告示第328号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年11月2日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年11月2日揭示済)

天理市告示第329号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年11月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年11月2日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年11月2日から平成22年12月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年11月4日揭示済)

天理市告示第330号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年11月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年11月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年11月4日から平成23年1月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年11月4日揭示済)

天理市告示第331号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年11月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年11月4日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町133番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年11月4日から平成23年1月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成22年10月7日揭示済)

天理市公告第37号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年10月7日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 道路改良工事 岩屋ヶ谷線
- (2) 工事場所 天理市岩屋町
- (3) 工事概要 工事延長 L = 171.6m
土工 N = 1式
舗装工 A = 774.0㎡
コンクリートブロック積工 A = 235.9㎡
排水構造物工 プレキャストL型側溝 L = 98.5m
現場打ちL型側溝 L = 16.8m
重圧管(200, 300, 800) L = 36.0m
集水桝 N = 7箇所
構造物取壊し工 N = 1式
空家解体 N = 1箇所
- (4) 工期 平成23年3月25日まで
- (5) 予定価格 31,869,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 27,752,550円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成22年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
入札説明書の別表1の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表2（入札日程）のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表2（入札日程）のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部

提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表2(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成22年10月26日(火)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 第3(1)に同じ。

別表1(建設業法第7条関連)

	工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること。)
1	土木工事	土木工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験

	<p>を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者</p> <p>土木工事に關し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>土木工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>上記と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣（平成13年1月5日以前にあっては建設大臣）が認定した者</p> <p>技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）に合格した者</p>
--	---

別表2（入札日程）

道路改良工事 岩屋ヶ谷線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成22年10月7日（木）から平成22年10月15日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成22年10月7日（木）から平成22年10月15日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成22年10月21日（木）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年10月26日（火）
質問書への回答日	平成22年10月26日（火）
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成22年10月29日（金）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成22年11月4日（木）
入札書到着期限日	平成22年11月9日（火）
開札の日時	平成22年11月10日（水） 午前9時30時
くじを行う場合の日時	平成22年11月10日（水） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成22年10月7日掲示済）

天理市公告第38号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年10月7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立総合体育館改修工事
- (2) 工事場所 天理市西長柄町
- (3) 工事概要 総合体育館のメインアリーナ既設床研磨、塗装改修（A = 1,557m²）及び既設防火・防煙シャッター危害防止装置等設置改修（4.0箇所）、各階段室1～3階手摺り設置（L = 135.2m）、サブアリーナの各暗幕取替（両開き・12.0箇所）、木製・鋼製建具取替塗装等改修（11.0箇所）、1階通路の床塩ビシート張替（A = 470m²）による各改修工事
- (4) 工期 平成23年1月21日まで
- (5) 予定価格 16,214,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 14,398,650円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること(契約金額5千万円以上の工事は、専任で配置すること。)

入札説明書別表1-1の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)溜谷設計

住所 天理市田部町16番地

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ。

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表(入札日程)

天理市立総合体育館改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成22年10月7日(木)から平成22年10月15日(金)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成22年10月7日(木)から平成22年10月15日(金)まで
質問書の提出期限	平成22年10月21日(木) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年10月26日(火)
質問書への回答日	平成22年10月26日(火)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成22年10月29日(金)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成22年11月4日(木)
入札書到着期限日	平成22年11月9日(火) 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成22年11月10日(水) 午後1時30分
くじを行う場合の日時	平成22年11月10日(水) 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

別 表 1 - 1

工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
------	-----------------------

1	建築工事	建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上、又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者 と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
---	------	--

(平成22年10月7日揭示済)

天理市公告第39号

公売公告兼見積価額公告					
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。 平成22年10月7日					
天理市長 南 佳 策					
公売財産	売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額	公売保証金
				（最低入札価額）	
				（円）	（円）
	天10-1	鉄道模型セット ケース入り（Nゲージ用車両、KATO、6台セット）	1	1,000	0
	天10-2	鉄道模型（Nゲージ用車両 6台、うち4台車輪なし）	1	500	0
	天10-3	鉄道模型部品（H0ゲージ用、機関車ボディー・車輪・車体）	1	500	0
	天10-4	鉄道模型部品（H0ゲージ用、電車ボディー1点・車輪3点）	1	500	0
	天10-5	掛軸（鶴舞千手樹龜遊萬歳池、雲林書）	1	8,000	0
（注） 上記売却区分ごとに公売します。 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。					
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション（せり売）				
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上				
公売参加申込期間	平成22年11月12日 午後1時00分～平成22年11月24日 午後11時00分				
公売入札開始日時	平成22年11月30日 午後1時00分				
入札締切日時	平成22年12月2日 午後11時00分				
開札の日時	平成22年12月3日 午前10時00分				
売却決定日時	平成22年12月3日	午前10時00分	場所	天理市役所 収税課	
買受代金納付期限	平成22年12月14日 午後2時30分				
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。				
その他	1 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 2 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。 3 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。 4 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。 5 その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。				
配当を受ける者の権利の申出について					
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は本市収税課に用意しています。					

(平成22年10月15日揭示済)

天理市公告第40号

大和都市計画天理市流域関連公共下水道を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称 大和都市計画天理市流域関連公共下水道
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域 天理市 蔵之庄町・森本町・中之庄町・遠田町・稲葉町・
 桧垣町・二階堂北菅田町・二階堂南菅田町・櫛本町・田部町・
 御経野町・杣之内町・柳本町・庵治町
- 3 都市計画の案の縦覧場所 天理市上下水道局 下水道課
- 4 縦覧期間 平成22年10月15日～平成22年10月29日
- 5 意見書の提出要領

この都市計画法案について、意見書を提出しようとする者は、本案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所・氏名及び職業を併記した文書1通を天理市長南佳策宛として平成22年10月29日までに天理市上下水道局下水道課へ提出してください。

(平成22年11月5日揭示済)

天理市公告第41号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年11月5日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 まちづくり交付金事業 道路改良工事 園原木堂線
- (2) 工事場所 天理市杣之内町、内馬場町
- (3) 工事概要 工事延長 L = 463.3m
 コンクリートブロック積 A = 201m²
 重力式擁壁 V = 45?
 路床安定処理 A = 169m²
 アスファルト舗装工 A = 1100m²
 転落防止柵 L = 50m
 仮設工 N = 1式
- (4) 工期 平成23年3月25日まで
- (5) 予定価格 35,870,100円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 31,094,700円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
 入札説明書の別表1の資格を有する者
 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者にとっては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表2(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成22年11月25日(木)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加

資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 第3(1)に同じ。

別表 1 (建設業法第7条関連)

工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること。)
1 土木工事	<p>土木工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者</p> <p>土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格した者</p>

別表2(入札日程)

まちづくり交付金事業 道路改良工事 園原木堂線	
事項	期間等
入札説明書の交付期間	平成22年11月5日(金)から平成22年11月15日(月)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成22年11月5日(金)から平成22年11月15日(月)まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成22年11月18日(木)まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年11月25日(木)
質問書への回答日	平成22年11月25日(木)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成22年11月29日(月)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成22年12月1日(水)
入札書到着期限日	平成22年12月2日(木)
開札の日時	平成22年12月3日(金) 午前9時30時
くじを行う場合の日時	平成22年12月3日(金) 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成22年11月5日掲示済)

天理市公告第42号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16

号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。
平成22年11月5日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 道路修繕工事(舗装)天理王寺線
- (2) 工事場所 天理市田町
- (3) 工事概要 工事延長 L = 689.8m
舗装工 表層 A = 5312.2㎡
(橋梁部)表層 A = 438.3㎡
基層 A = 2556.8㎡
加熱瀝青安定処理 A = 1246.1㎡
路上再生路盤工 A = 1310.7㎡
撤去工 舗装撤去工 1式
区画線工 1式
- (4) 工期 平成23年3月25日まで
- (5) 予定価格 33,679,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 29,162,700円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している舗装工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、舗装工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における舗装工事の総合評定値を有する者であること。
本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において舗装工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
入札説明書の別表1の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

- 本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。
- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。

- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 質問書提出期限 別表2(入札日程)のとおりとする。
 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成22年11月25日(木)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 入札保証金 免除
 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
 この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 第3(1)に同じ。

別表 1 (建設業法第7条関連)

	工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること。)
1	舗装工事	舗装工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 舗装工事に関し10年以上実務の経験を有する者

		<p>舗装工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者</p>
--	--	---

別表2（入札日程）

道路修繕工事（舗装）天理王寺線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成22年11月5日（金）から平成22年11月15日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成22年11月5日（金）から平成22年11月15日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成22年11月18日（木）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年11月25日（木）
質問書への回答日	平成22年11月25日（木）
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成22年11月29日（月）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成22年12月1日（水）
入札書到着期限日	平成22年12月2日（木）
開札の日時	平成22年12月3日（金） 午後1時30時
くじを行う場合の日時	平成22年12月3日（金） 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

教育委員会

（平成22年10月26日揭示済）

天教告示第14号

平成22年11月10日午前9時30分から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年10月26日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

農業委員会

（平成22年10月29日揭示済）

天農委告示第11号

平成22年11月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成22年10月29日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

- 議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 その他
市街化区域の専決処分について（報告）

監査委員

(平成22年10月26日掲示済)

天監委告示第3号

出資団体監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第19条第7項の規定により、平成22年度出資団体監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成22年10月26日

天理市監査委員 別 所 矩 佳
 天理市監査委員 梅 崎 浩 充
 天理市監査委員 山 本 治 夫

- 1 監査の種別 出資団体監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象 平成22年9月27日から同月30日
 社会福祉法人天理市社会福祉事業団(所管部課・健康福祉部介護福祉課)
- 3 監査の範囲 当該出資団体における平成21年度の出納及びその他事務の執行状況
- 4 監査の方法
 平成21年度事業報告及び決算書に基づき、出納及びその他の事務事業の執行状況について、資料の提出を求め、出資目的に沿って適正に行われているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。
- 5 監査の結果
 社会福祉法人天理市社会福祉事業団(出資団体)に係る出納及びその他の事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については関係職員に指示しておいた。「介護福祉課」出資団体に対する指導状況等は適切に行われていると認められた。
 監査の結果は、以下のとおりである。

決算の状況

資金収支計算書(一般会計)

勘定科目	予算額	決算額	差異
経常活動による収支			
【収入の部】			
介護保険収入	134,529,000	133,860,564	668,436
利用料収入	1,117,000	1,025,750	91,250
措置費収入	79,412,000	77,594,972	1,817,028
指定管理費収入	48,692,000	37,389,556	11,302,444
運営費収入	11,850,000	11,398,222	451,778
経常経費補助金収入	1,530,000	1,057,401	472,599
寄付金収入	20,081,000	20,061,000	20,000
雑収入	405,000	456,928	51,928
受取利息配当金収入	69,000	113,456	44,456
経常収入計	297,685,000	282,957,849	14,727,151
【支出の部】			
人件費支出/資金	184,398,000	175,737,430	8,660,570
事務費支出	43,850,000	40,437,214	3,412,786
事業費支出	50,067,000	43,427,399	6,639,601
経常支出計	278,315,000	259,602,043	18,712,957
経常活動資金収支差額	19,370,000	23,355,806	3,985,806
施設設備等による収支			
【収入の部】			
施設整備等寄付金収入	160,000	160,000	0
施設整備等収入計	160,000	160,000	0
【支出の部】			
固定資産取得支出	160,000	278,125	118,125
施設整備等支出計	160,000	278,125	118,125

施設整備等資金収支差額	0	118,125	118,125
財務活動による収支			
【収入の部】			
財務収入計	0	0	0
【支出の部】			
積立預金積立支出	19,500,000	19,500,000	0
財務支出計	19,500,000	19,500,000	0
財務活動資金収支差額	19,500,000	19,500,000	0
予備費	0	0	0
収入合計	297,845,000	283,117,849	14,727,151
支出合計	297,975,000	279,380,168	18,594,832
当期資金収支差額合計	130,000	3,737,681	3,867,681
前期末支払資金残高	0	44,565,673	44,565,673
当期末支払資金残高	130,000	48,303,354	48,433,354

賃借対照表

資 産 の 部			
勘 定 科 目	当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	71,668,670	62,957,800	8,710,870
現金預金	50,615,063	41,151,481	9,463,582
未収金	21,053,607	21,723,367	669,760
立替金	0	82,952	82,952
固 定 資 産	53,741,265	36,091,614	17,649,651
基本財産	3,000,000	3,000,000	0
その他の固定資産	50,741,265	33,091,614	17,649,651
資 産 の 部 合 計	125,409,935	99,049,414	26,360,521
負 債 の 部			
勘 定 科 目	当年度末	前年度末	増 減
流 動 負 債	23,365,316	18,392,127	4,973,189
未払金	23,365,316	18,249,873	5,115,443
預り金	0	142,254	142,254
負 債 の 部 合 計	23,365,316	18,392,127	4,973,189
純 資 産 の 部			
勘 定 科 目	当年度末	前年度末	増 減
基本金	3,000,000	3,000,000	0
国庫補助金特別積立金	0	0	0
その他の積立金	53,895,153	34,395,153	19,500,000
次期繰越活動収支差額	45,149,466	43,262,134	1,887,332
純 資 産 の 部 合 計	102,044,619	80,657,287	21,387,332
負債及び純資産の部合計	125,409,935	99,049,414	26,360,521

多世代広場

資金収支計算書（特別会計）

勘定科目	予算額	決算額	差異
經常活動による収支			
【収入の部】			
指定管理費収入	2,042,000	1,945,120	96,880
受取利息配当金収入	0	423	423
經常収入計	2,042,000	1,945,543	96,457
【支出の部】			0

事務費支出	2,042,000	1,945,543	96,457
経常支出計	2,042,000	1,945,543	96,457
経常活動資金収支差額	0	0	0
施設整備用による収支			
施設整備等収入計	0	0	0
施設整備等支出計	0	0	0
施設整備等資金収支差額	0	0	0
財務活動による収支			
財務収入計	0	0	0
財務支出計	0	0	0
財務活動資金収支差額	0	0	0
予備費			
当期資金収支差額合計	0	0	0
前期末支払資金残高	0	0	0
当期末支払資金残高	0	0	0

賃借対照表

資 産 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産			
現金預金	617,996	0	617,996
資産の部合計	617,996	0	617,996
負 債 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動負債			
未払金	617,996	0	617,996
負債の部合計	617,996	0	617,996
純 資 産 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減
基本金	0	0	0
国庫補助金特別積立金	0	0	0
その他の積立金	0	0	0
次期繰越活動収支差額	0	0	0
純資産の部合計	0	0	0
負債及び純資産の部合計	617,996	0	617,996

1 監査団体の概要

ア 社会福祉法人天理市社会福祉事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とし、平成6年12月設立認可された。

イ 市からの出資基本財産 3,000,000円

ウ 社会福祉事業団の主な事業

第一種社会福祉事業

- ・養護老人ホーム 天理市立養護老人ホームふるさと園の受託経営
- ・特別養護老人ホーム 天理市立特別養護老人ホームふるさと園の受託経営

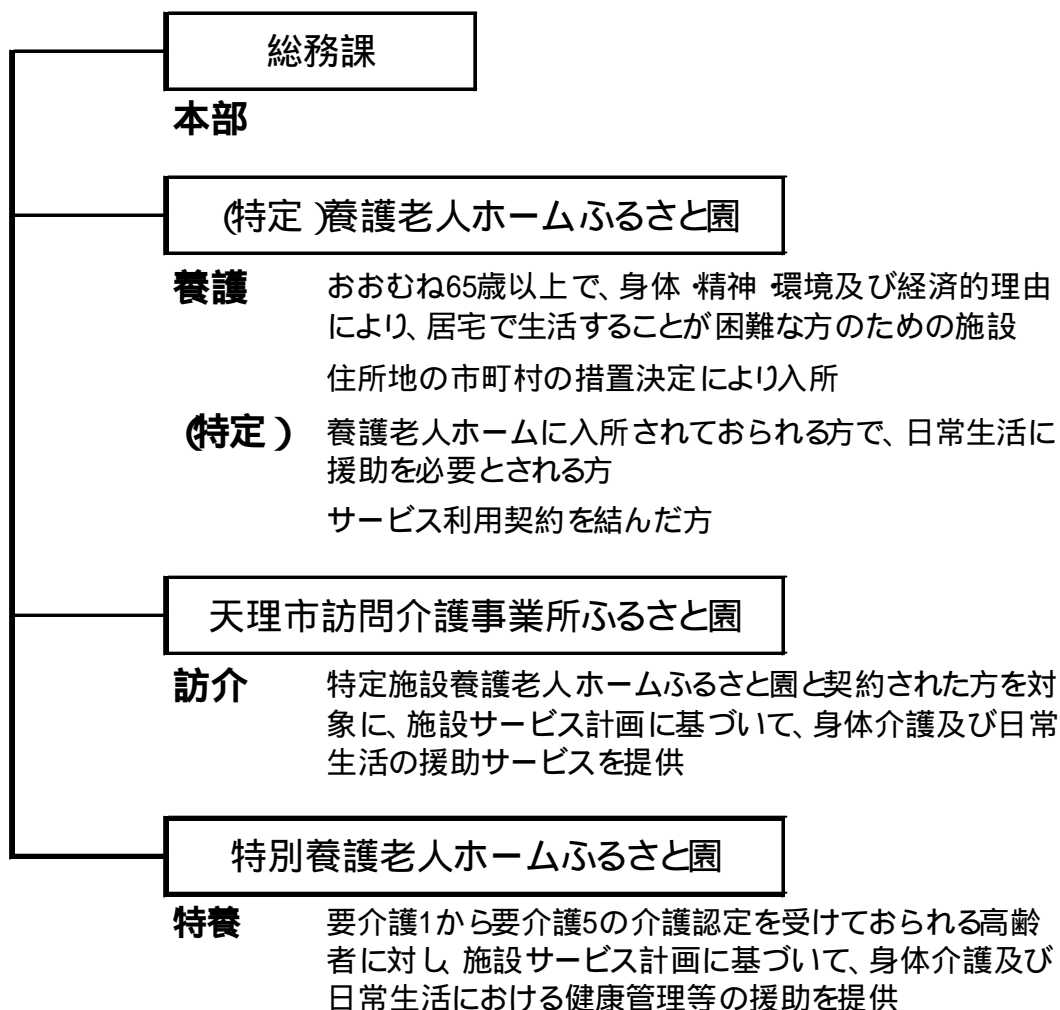
第二種社会福祉事業

- ・老人短期入所事業（ふるさと園）
- ・老人居宅介護等事業

天理市多世代交流広場管理運営事業

天理市社会福祉事業団概要

社会福祉事業

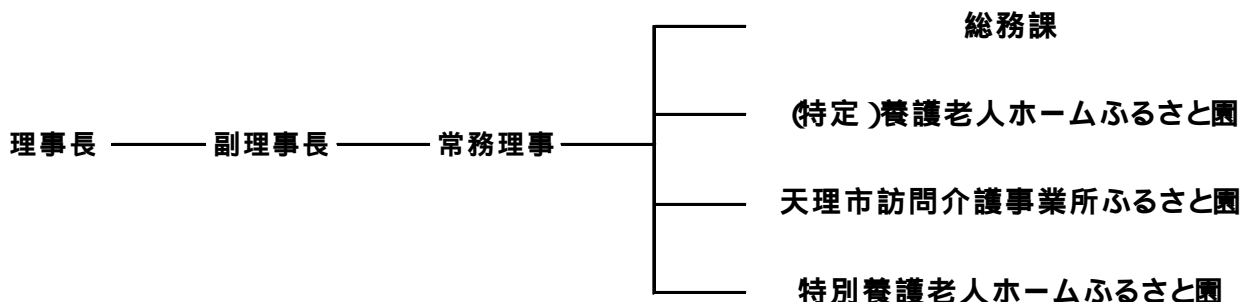


公益事業

多世代交流広場

工 天理市社会福祉事業団組織

天理市社会福祉事業団組織



むすび

以上が、平成21年度社会福祉法人天理市社会福祉事業団に係る監査を行った結果である。
資金収支計算書、事業報告等の決算諸表等は法令に準拠し、おおむね適正に処理されていた。また、事業運営についても出資目的に沿って行われていた。
今後も多様な福祉ニーズに対応すべく、より効率的な事業運営に努められるとともに、社会福祉事業の推進に努力されるよう要望する。

選挙管理委員会

(平成22年11月2日揭示済)

天選告示第21号

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成5年8月天理市選挙管理委員会告示第37号)の一部を次のように改正する。
平成22年11月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

第4条第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字」を加える。

第1号様式その1備考第2項中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

第2号様式その1及び同様式その1備考第3項中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

第3号様式その1中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

第4号様式その1中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に、同様式その2中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その2備考第1項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字」を加え、同備考第2項及び備考第3項中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

第6号様式備考第1項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字」を加え、同様式(別紙)その2備考第3項及び備考第4項中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

附 則

この規程は、平成22年11月2日から施行する。

公営企業

(平成22年10月13日揭示済)

天理市上下水道局告示第15号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成22年10月13日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成22年10月13日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 水のトラブルサポートセンター
代表者 木原 朗広
住 所 四条畷市田原台2丁目9番15号

(平成22年10月21日揭示済)

天理市上下水道局公告第6号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。)第167条の6第1項及び天理市上下水道局会計規程(平成13年3月水道ガス局管理規程第14号)第5条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う土木一式工事です。

平成22年10月21日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 都市水環境整備事業污水管布設工事(特第1・21工区)
及び都市水環境整備事業污水管布設工事(特第1-1工区)
- (2) 工事場所 天理市萱生町
- (3) 工事概要 都市水環境整備事業污水管布設工事(特第1・21工区)
工事概要 工事延長 L=673.3m
小口径泥水推進工HP 250 L=129.1m
低耐荷力圧入二工程推進工VP 200 L=60.0m
鋼製さや管ホ-リツグ推進工SP 300 L=11.0m
開削工VU 200 L=473.2m
- // - (サービス管) VU 200 L=47.0m
マンホール工 N=25基
ます設置工 N=18箇所
取付管推進工VP 150 L=6.5m
付帯工 1式
- 都市水環境整備事業污水管布設工事(特第1-1工区)
工事概要 工事延長 L=44.0m
低耐荷力圧入二工程推進工VP 200 L=44.0m
マンホール工 N=1基
ます設置工 N=1箇所
付帯工 1式

(4) 工期 平成23年3月25日まで

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出し土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(12)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の3に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 建設業法第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 (株)西日本設計 奈良事務所
所在地 奈良県大和郡山市下三橋町519-3
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (9) 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下質問書)という。)により提出した者であること。
- (10) 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (11) 天理市の建設工事請負業者格付表(平成22年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
- (12) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。
一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監

理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続き等

- 1 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
 - 2 入札説明書の交付期間及び交付場所等
 - (1) 交付期間 平成22年10月21日(木)から同年11月1日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
 - (2) 交付場所 第3 1に同じ。
 - (3) 費用 無償とします。
 - 3 競争入札参加資格の確認
この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
 - (1) 提出期間 平成22年10月21日(木)から同年11月1日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
 - (2) 提出場所 第3 1に同じ。
 - (3) 提出部数 各1部
 - (4) 提出方法 持参に限ります。
 - (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。
 - 4 仕様書公開の日時及び場所
 - (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとします。
 - (2) 場所 第3 1に同じ。
 - (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとします。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおり。
質問書提出場所 第3 1に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
 - (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。
 - 5 入札の方法
 - (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成22年4月)第6条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければなりません。
 - (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければなりません。
 - (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければなりません。
 - (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなします。
 - 6 入札書の到着期限日及び送付先
 - (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとします。
 - (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行
 - 7 開札日時及び場所
 - (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとします。
 - (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室
 - 8 落札者の決定方法
 - (1) 入札の回数は、1回とします。
 - (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表します。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。
- ### 第4 その他
- 1 入札保証金 免除します。
 - 2 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとします。
 - 3 入札の無効
次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

- (1) 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第2に定める競争参加資格がない者のなした入札
- (3) 6に定める入札の方法によらない入札
- (4) 本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札
- 4 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。
- 5 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。
- 6 予定価格
(1) この工事の予定価格は、73,753,050円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）です。
(2) この工事の最低制限価格は、64,281,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）です。
- 7 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場
- 8 詳細は、入札説明書によります。
- 9 問い合わせ先 天理市市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表（入札日程）

都市水環境整備事業污水管布設工事（特第1・21工区） 及び都市水環境整備事業污水管布設工事（特第1-1工区）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成22年10月21日（木）から平成22年11月1日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成22年10月21日（木）から平成22年11月1日（月）まで
質問書の提出期限	平成22年11月4日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成22年11月10日（水）
質問書への回答日	平成22年11月10日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成22年11月15日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成22年11月19日（金）
入札書到着期限日	平成22年11月24日（水） 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成22年11月25日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成22年11月25日（木） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成22年10月25日掲示済）

天理市上下水道局公告第7号
一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）第167条の6第1項及び天理市上下水道局会計規程（平成13年3月水道ガス局管理規程第14号）第5条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う機械器具設置工事です。

平成22年10月25日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 豊井浄水場PAC注入設備更新工事
- (2) 工事場所 天理市豊井町豊井浄水場内
- (3) 工事概要 PAC注入設備工事 一式
- (4) 工期 平成23年3月31日まで

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」といいます。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している者のうち機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)から(10)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による機械器具設置工事業の許可を受けている者であること。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (8) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。)の結果における機械器具設置工事の総合評定値が800点以上の者であること。
- (9) 過去10年以内(本工事の発注年度を含まない。)に上水道施設(専用水道および簡易水道は除く。)の浄水場を有する水道事業におけるPAC注入設備工事(工事を完成したものに限る。)の施工元請実績を有するものであること。また、次にあげる条件を満たすこと。
納入実績設備は、入札参加希望者が自社設計部門及び製造部門において、設計、製作したものであること。また、検査、試験等の品質管理に関する部署は設計管理及び工程管理に関する部署と独立しているものであること。
納入実績設備の定期保守体制及び24時間緊急保守体制が自社にて確立されていること。
- (10) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に配置できること。
建設業法第26条に規定する主任技術者及び現場代理人。
入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

第3 入札手続き等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 平成22年10月25日(月)から同年11月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
- (2) 交付場所 〒632-8558 天理市川原城町60番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (3) 費用 無償とします。

2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期間 平成22年10月25日(月)から同年11月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
- (2) 提出場所 1の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参に限ります。
- (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

3 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年10月25日(月)から同年11月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
- (2) 場所 1の(2)に同じ。
- (3) その他 申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与し、貸与を受けた設計図書等は入札の日までに返還するものとします。

4 入札の日時等

- (1) 入札日時 平成22年11月29日(月)午前10時00分

- (2) 入札の場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局2階 大会議室
- 5 入札の方法
- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札書には見積もった金額の105分の100の金額(消費税及び地方消費税に相当分の5%を差し引いた金額)を記載してください。
- (3) 入札執行回数 入札執行回数は、1回とします。
- 第4 その他
- 1 入札保証金 免除します。
- 2 契約保証金 天理市上下水道局会計規程第5条第1項に定めるところによります。
- 3 入札の無効
- 次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札である場合。
- (2) 入札書の記入内容に不備(記名・押印のないもの、入札価格が読みとれないもの及び訂正してあるもの等)がある場合。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札である場合。
- (4) 最低制限価格の105分の100の金額に満たない入札である場合。
- (5) 当該入札において、適正な入札の執行ができないと認められた場合。
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合。
- なお、管理者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第2に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とします。
- 4 契約の不締結
- 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。
- 5 予定価格の額及び最低制限価格の額
- (1) この工事の予定価格は、11,815,650円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
- (2) この工事の最低制限価格は、10,596,600円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
- 6 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場
- 7 詳細は、入札説明書によります。
- 8 問い合わせ先 天理市上下水道局総務課 電話番号 0743-63-1001 内線 838

(平成22年11月4日揭示済)

天理市上下水道局告示第16号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年11月4日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成22年11月4日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) 森水道工業所

代表者 森 一馬

住所 大阪府堺市北区新金岡町5-7-328